

令和 2 年 5 月 19 日

保護者の皆様へ

学校法人 晴心学園
幼保連携型認定こども園晴心幼稚園
園長 岡本 亜由美

新型コロナウイルス感染症に関する登園の自粛について

平素より保護者の皆様におかれましては、園の円滑な運営はもとより、保育教育全般にわたりご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に一定の歯止めがかっていると判断されたことから、5月14日の政府の発表により愛媛県が「緊急事態宣言」の対象区域から除外されました。しかしながら、未だ県内でも感染は収束しておらず感染第二波への対処が必要であり本市においても予断を許さない状況でもあるため、下記に該当する児童につきましては引き続き登園を控えていただきますようお願いいたします。

また、5月25日から市内の小中学校が再開予定であることを踏まえ、今まで保護者の皆さまにお願いしてまいりました「ご自宅で保育が可能な場合の登園の自粛、登園時間の短縮」「自由登園」につきましては5月24日をもって解除させていただきます。

今までご協力いただきありがとうございました。

今後も感染予防を徹底し安全安心な保育に努めてまいりますので、引き続きご協力をよろしくお願いたします。

記

1 登園自粛をお願いする児童

- (1) 新型コロナウイルスに関して入国制限されている国と地域から帰国して2週間以内の児童（上記の地域から帰国して2週間以内の同居者と濃厚接触をした児童を含む）
- (2) 特定警戒都道府県※¹から転入して2週間以内の児童
- (3) 風邪の症状や発熱※²（解熱後24時間以内を含む）がある児童
- (4) 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）がある児童

※¹ 特定警戒都道府県…北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県

※² 一般に、37.5度以上の場合は、発熱とみなします。ただし、症状には個人差がありますので、平熱とあわせてご判断してください。（新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）／厚生労働省を参照）

以上